

総合評価落札方式の見直しについて

1 総合評価落札方式の概要

価格のみで競争していた従来の落札方式とは異なり、施工実績や工事成績などの定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する落札方式

2 総合評価落札方式のこれまでの変遷

平成30年7月	設計金額5,000万円以上の土木一式工事に試行導入
令和1年8月	対象業種に建築一式、電気、管を追加
令和2年4月	設計金額3,000万円以上の全業種の工事に本格導入
令和4年4月	設計金額1,500万円以上に拡大

3 問題点

- ① 過去4年間の工事成績を評価項目としていることによる、受注できる業者と受注しにくい業者との二極化の進行
- ② 落札率の低下による価格競争の一層の激化
- ③ 提出書類が多いことによる事業者の事務作業等の負担増

4 変更概要

県や他都市の状況を参考の上、総合評価落札方式及び低入札価格調査制度の対象金額を次のとおり引上げる。

変更内容：**設計金額1,500万円以上 ⇒ 設計金額5,000万円以上**

実施時期：**令和7年1月以降の入札公告案件から実施**

5 清掃等業務委託の試行実施の終了

本庁舎及び柳川庁舎の清掃等業務委託に係る総合評価落札方式の試行実施を終了し、次回から、他の業務委託と同様に、指名競争入札による入札を行う。